

## 令和6年1月緊急議会議案一覧

議案番号	件名
議案 1	豊明市手数料徴収条例の一部改正について
議案 2	豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案 3	令和5年度豊明市一般会計補正予算（第11号）について

議案第 1 号

豊明市手数料徴収条例の一部改正について

豊明市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 6 年 1 月 2 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、戸籍法の一部改正に伴い必要があるからである。

## 豊明市手数料徴収条例の一部を改正する条例

豊明市手数料徴収条例（平成12年豊明市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料」を「戸籍証明書の交付手数料」に改め、同項第2号中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料」を「除籍証明書の交付手数料」に改め、同項第5号本文中「又は」を「、」に、「その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料」を「その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料」に改め、同項第6号中「その他市長の受理した書類の閲覧手数料」を「その他市長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項中第30号を第32号とし、第29号の次に次の2号を加える。

- (30) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合に

おける当該発行を除く。) 戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 400 円

- (31) 戸籍法第 120 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合 (当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)) における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700 円

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

## 議案第2号

豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について  
豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別添のよう  
に定めるものとする。

令和6年1月23日提出

豊明市長 小 浮 正 典

### 説 明

この案を提出するのは、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を用いて、  
コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機において印鑑登録証明  
書の交付をすることができるようにするため必要があるからである。

## 豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年豊明市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条の2を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明書交付の申請等）

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、個人番号カード（個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録したものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、自動的に印鑑登録証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号の入力その他の必要な手続をすることにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

令和 5 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 1 1 号）

## 議案第 3 号

### 令和 5 年度豊明市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 5 年度豊明市の一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 3 1, 0 3 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5, 9 1 4, 2 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 1 月 2 3 日提出

豊明市長 小 浮 正 典



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,403,698	45,000	3,448,698
	1 国庫負担金	2,858,038	45,000	2,903,038
19 繰越金		873,340	186,037	1,059,377
	1 繰越金	873,340	186,037	1,059,377
歳入合計		25,683,201	231,037	25,914,238

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		11,706,109	231,037	11,937,146
	1 社会福祉費	5,928,133	495	5,928,628
	3 生活保護費	1,346,035	230,542	1,576,577
歳 出 合 計		25,683,201	231,037	25,914,238

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
3 民生費	3 生活保護費	扶助事業	千円 157,401

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,854,251	45,000	2,899,251
計	2,858,038	45,000	2,903,038

19 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	873,340	186,037	1,059,377
計	873,340	186,037	1,059,377

単位：千円

節		説明
区分	金額	
4. 生活保護費負担金	45,000	生活保護費負担金 45,000 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	186,037	前年度繰越金 186,037 増

歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 老人福祉費	1,024,745	495	1,025,240	19. 扶助費	495
計	5,928,133	495	5,928,628		

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 扶助費	1,285,330	230,542	1,515,872	11. 役務費 手数料	259 259
				12. 委託料	17,783
				19. 扶助費	212,500
計	1,346,035	230,542	1,576,577		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説明
		特定財源					
		国県支出金	地方債	その他			
3 老人扶助事業	495				495	難聴高齢者補聴器購入助成費 495 増	
計	495				495		
	495				495		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				一般財源	説明
		特定財源					
		国県支出金	地方債	その他			
1 扶助事業	230,542	45,000			185,542	手数料 259 増 電算関係委託料 14,000 増 非課税世帯等臨時特別給付金給付事業委託料 3,783 増 医療扶助費 60,000 増 非課税世帯等臨時特別給付金 152,500 増	
計	230,542	45,000			185,542		
	230,542	45,000			185,542		